

番号制度に係る地方税務システム検討会（第4回）議事概要

日 時：平成24年2月9日（木） 13：30～15：30

場 所：総務省 共用会議室3

出席委員：青山委員、秋月委員、江尻委員、荻澤委員、熊谷委員、小島委員、杉本委員、高木委員、浜田委員、原田委員、保科委員、目黒委員、望月委員、山田達也委員、山田俊哉委員

議 題：

- 地方団体へのヒアリング結果の報告
- 番号制度導入による都道府県の税務システム改修等について

議事概要：

- ・番号制度の導入に係る費用便益を算定する際に、課税資料の個人を特定する作業において、システム上でかかる検索の時間の他に、システム上で検索できなかった資料を個々に特定するのに時間がかかる。個別に会社や本人に確認を行っている。
- ・情報保護評価について手続的にわからない部分がある。今後の見込みや方向性についてふれるべき。
- ・システム改修は2段階で行えば良いのではないかと考えている。番号の利用開始時点で番号を受け入れるための改修と、情報提供ネットワークシステムを使った照会、回答に対応するための改修。ただし、各地方団体において2段階で行うのか、もっと段階を踏むのか、対応があるため、こういう考え方があるということをガイドライン案で示すことができれば良いのではないか。
- ・マイナンバーの利用と情報提供ネットワークシステム利用との開始期間には1年半の猶予があるが改修スケジュールについてはテストもあり、実際にはあまり時間が無い可能性がある。
- ・今回住基法を改正して、住基法の別表に地方税に関する賦課徴収の事務を加える。これにより、県内・県外の本人確認情報を活用できる。
- ・自動車二税について、実務ではLASDEC経由で分配されている登録情報をもとに課税作業が行われているのが実態であると聞いているところだが、制度上は申告書がある。OSSを利用する場合には、マイナンバーの情報を入力してもらうことを考えており、登録情報にマイナンバーがないという問題は生じないと考えられる。

- ・不動産取得税について、市町村において固定資産税の課税情報にマイナンバーを付して都道府県に提供して頂ければ効率的。
- ・法人番号については基本的にオープンに使えるということであれば、プレ申告書にも法人番号を書いても良いのではないか。
- ・都道府県は情報提供ネットワークシステムを通じて提供する情報は現時点で想定されていないが、マイポータルを通じて都道府県の税務情報を確認することはありうる。
- ・初期セットアップの範囲によって、都道府県のマイナンバーの活用メリットが大きく変わってくる。滞納整理で名寄せを行うとか、納税通知書で返戻対応をするといった部分については全データを入れないと立ち入れない部分かと思う。
- ・初期セットアップについては、一度に全部マイナンバーを突合しようとするシステム面でも職員等人員面でも事務量が一時的に増える可能性がある。一方、初期突合を全部しないとシステムにおいて順次番号を追加できるような作りをする必要がある。番号制度が始まるまでの職員の事務の負担は比較的少ない。
- ・折衷案として、単純マッチングで突合できたものはマイナンバーを紐付け、突合できなかったものは、2、3年かけて申請が上がってきたものから紐づけるという方法もあるのではないか。その場合、突合システムは必要だが、そこまで難しいシステムではない。問題なのは、現在の都道府県の宛名システムに生年月日を持っていない場合が多く、その場合、突合率が8割、9割となるか不安がある。
- ・住民に対するメリットとして、納税証明書の待ち時間が短くなる。現状、宛名が2つ3つに分かれているのでそれぞれ滞納状況を見ないと完納証明がでないという状態だが、マイナンバーが導入されれば名寄せが簡単にできるのでワンストップ、1回だけで証明できる。
- ・あらかじめ住基情報が県の方で把握できれば、返戻となることなく納税通知書は短時間で正確に届けることができ、住民の利便性が非常に向上することにつながる。
- ・法人番号を利用することにより、法人住民税において名寄せ漏れが見つかり税収増が期待できる。また新しい法人番号で登記情報と突合できればさらに税収増に期待ができる。